

フランス・英国の水道分野における 官民連携制度と事例の最新動向について

2016年10月6日

 **DBJ** 株式会社日本政策投資銀行

地域企画部 PPP/PFI推進センター

内容

- 当調査の趣旨・概要
- フランスにおける水道分野での官民連携
- 英国における水道分野での官民連携

著作権 (C) Development Bank of Japan Inc. 2016
当資料は、株式会社日本政策投資銀行 (DBJ) により作成されたものです。

当資料に記載された内容は、現時点において一般に認識されている経済・社会等の情勢および当行が合理的と判断した一定の前提に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。また、ここに記載されている内容は、経営環境の変化等の事由により、予告なしに変更される可能性があります。当行の承諾なしに、当資料（添付資料を含む）の全部または一部を引用または複製することを禁じます。

当調査の趣旨・概要

- 本件は、英仏の水道分野における最新の制度設計や先行事例の収集・分析を実施したもの
- 「日本再興戦略2016」にも記載されている通り、水道分野におけるコンセッションの導入の可否を検討する際に必要な情報を地方公共団体等へ提供するために実施

■調査内容・方法

- フランス及び英国の水道分野
- 官民連携スキームに係る最新の制度設計や具体プロジェクト事例・課題等について、ヒアリング調査等を実施

■現地ヒアリング調査メンバー（現地往訪期間：2016年6月13日～17日）

- 内閣府 福田隆之大臣補佐官
- 内閣府民間資金等活用事業推進室
- 内閣官房日本経済再生総合事務局
- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課 水道計画指導室
- (株)民間資金等活用事業推進機構
- (株)日本政策投資銀行
- (株)日本経済研究所

Section 1

フランスにおける水道分野での官民連携

フランスにおけるPPP（概要）

- 公役務の委任・・・コンセッション，アフェルマージュ，レジー・アンテレッセ等の伝統的手法（DSP : Délégation de Service Public）
- 官民協働契約・・・近年英国におけるPFI手法に倣って導入（CP : Contrat de Partenariat）

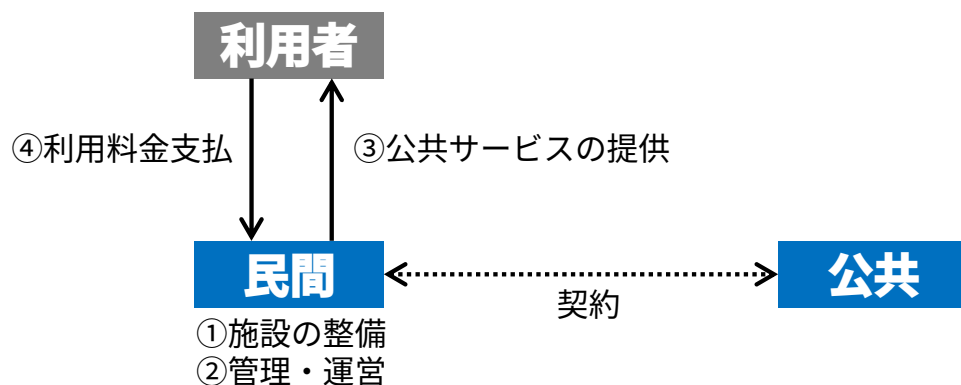
	概要	手法の例
DSP	1993年のサパン法によって導入 伝統的な種々の契約を包摂する概念	コンセッション（concession de service public） アフェルマージュ（affermage） レジー・アンテレッセ（régie intéressée） ジェランス（gérance）
CP	2004年6月17日オルドナンスによって導入 所謂「サービス購入型」PFIの契約類型が規定	パートナーシップ契約（CP） 行政財産賃借権（BEA） 病院財産賃借権（BEH） 行政財産一時占有許可（AOT） 買戻条項付賃借権（LOA）

参考文献：EPEC(2012) “France PPP Units and Related Institutional Framework”, MAPPP(2007) “PPP:the French experience”
木村琢磨(2005)「フランスにおけるPFI型行政の動向－公私協働契約を中心に－」季刊行政管理研究
中村義孝（2011）「フランスの裁判制度(1)」立命館法学2011年1号(335号)

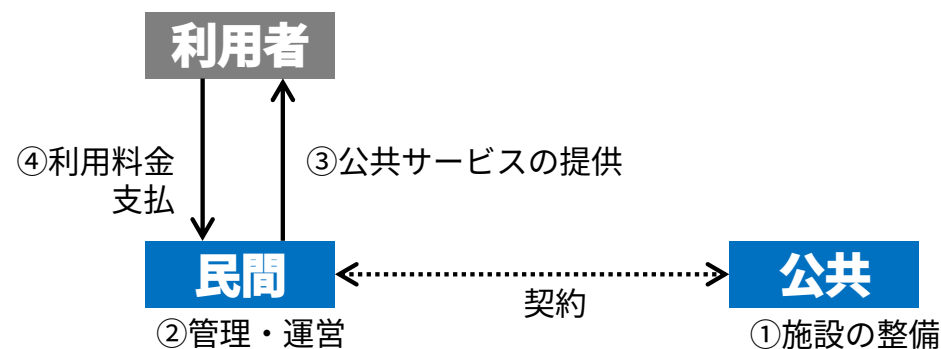
フランスにおけるPPP（DSPの類型）

- フランスにおける水道事業分野では、アフェルマージュが最も一般的な手法
- 近年はこれら複数方式を組み合わせた形も存在

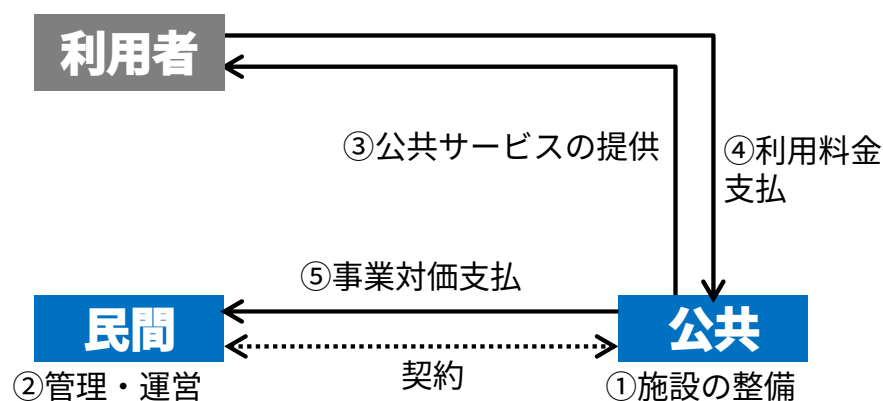
コンセッション…民間が整備・運営・料金徴収を実施



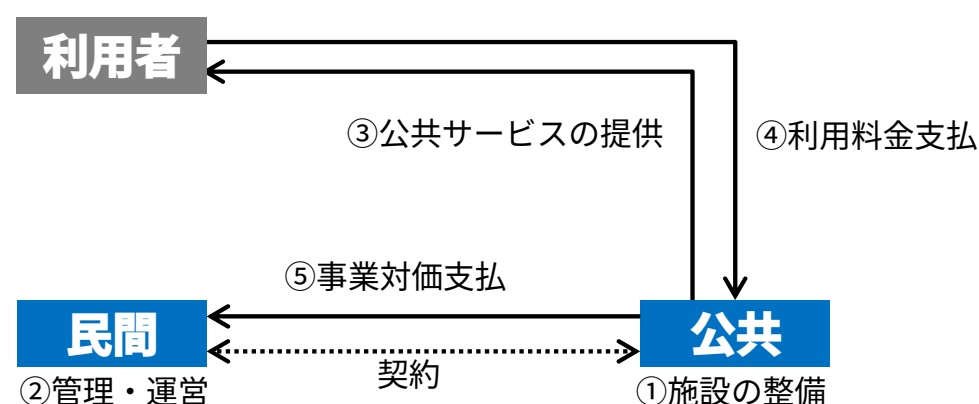
アフェルマージュ…整備は公共、運営・料金徴収は民間



レジー・アンテレス…整備・料金徴収は公共、運営は民間



ジェランス…レジー・アンテレスより民間の裁量が小さい



(参考文献：EPEC(2012)「France PPP Units and Related Institutional Framework」、中村義孝（2011）「フランスの裁判制度(1)」立命館法学2011年1号(335号))

フランスにおけるPPP（「コンセッション」等の歴史）

- 16世紀頃 「コンセッション方式」の導入〔法的な枠組み無し〕
- 1993年 サパン法によりDSPに関する枠組みが法的に整備
- 2016年 サパン法からDSPに関する条文が廃止され、新たな枠組みが構築

16世紀以降

運河・橋への導入。19世紀頃に鉄道、地下鉄、水道、発電所等などにも導入

1993年

通称サパン法：
汚職の防止並びに経済生活と公的手続における透明性に関する法律の成立

2001年

通称ムルセフ法：
契約手続の適正化と透明性並びに一定の契約を公募し競争に付すことに関する法律の成立

2016年

オルドナンスNo2016-65及びデクレNo2016-86により、**サパン法における公役務の委任に関する条文廃止**
・「公役務の委任」の概念に包摂される種々の契約（DSP）を新たに「コンセッション契約」として規定（**2016年4月1日から適用**）

参考文献：亘理格(2002)「フランスのPFI的手法」『会計検査研究No.25(2002.3)』pp119-pp139、1993/2004/2014年 EU指令(<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31993L0037&rid=6>、<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32004L0018&rid=1>、<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32004L0018&rid=1>)、CLAIR(2008)「フランスにおける基礎自治体の運営実態調査」p8[2008/10/10]、木村琢磨(2005)「フランスにおけるPFI型行政の動向－公私協働契約を中心に－」季刊行政管理研究、PFI/PPP推進協議会(2010)「コンセッションとは何か」

フランスにおけるPPP（契約締結プロセス）

- ・ サパン法は汚職防止を目的として1993年に成立。フランスにおいて初めて「公役務の委任 (DSP)」の枠組を規定し、契約締結プロセス等に関する規定を設定
- ・ 2016年4月からサパン法におけるDSPの枠組みが削除されたが、当該プロセスは別法令において存続。実務上の影響は殆どなし

サパン法が定めていた契約締結のプロセス

①委任の基本部分に関する決定

②公募の為の事前公告

③候補者リストの作成

④契約条件明細書の送付及び見積書の提出

⑤見積書の開封

⑥見積書を提出した各事業者との自由な交渉に基づく事業者選定

⑦議事機関への提案

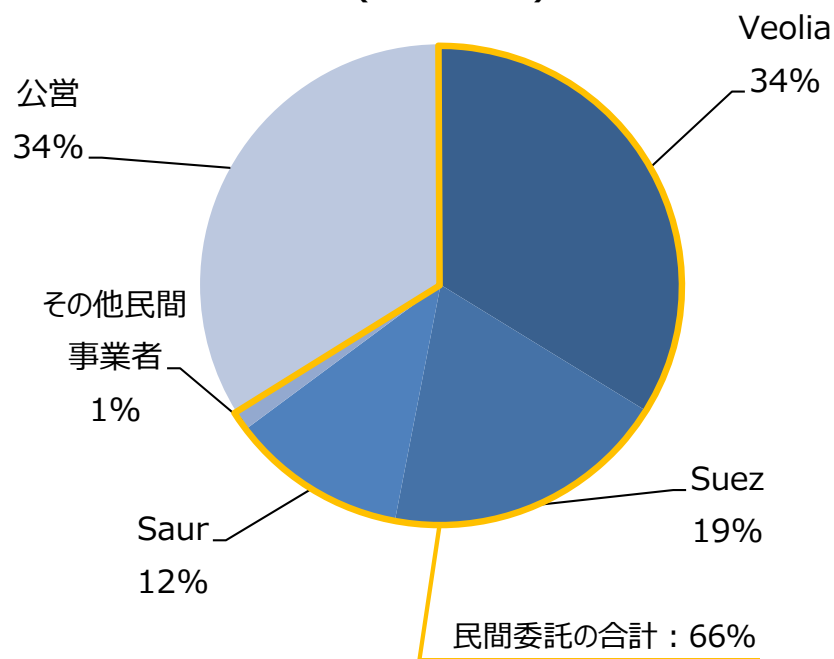
契約締結

参考文献： 巨理格(2002)「フランスのPFI的手法」
『会計検査研究No.25(2002.3)』p119-p139

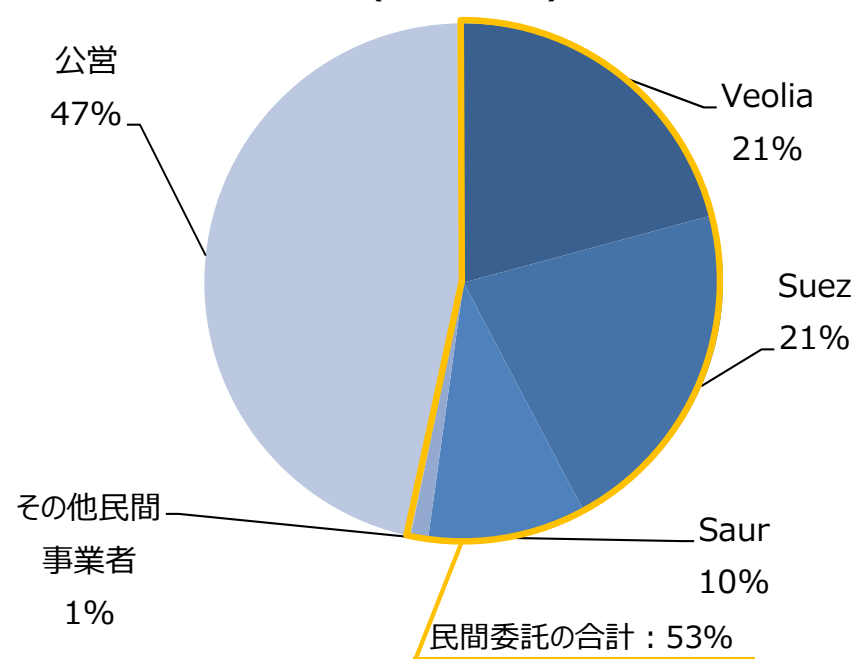
フランスにおける水道事業（概要）

- 水道事業は地方公共団体（コミューン＝市町村）が供給責任を有するが、オペレーターは公共・民間の何れでも可能（公共が自由に選択）
“Water Pays for Waterの原則”に則り、収支バランスを取った運営が求められる
- 2013年時点で、上水:約65%、下水:約50%が民間委託されており、委託先は上位3社で寡占状態

上水道事業のシェア
(2013年)



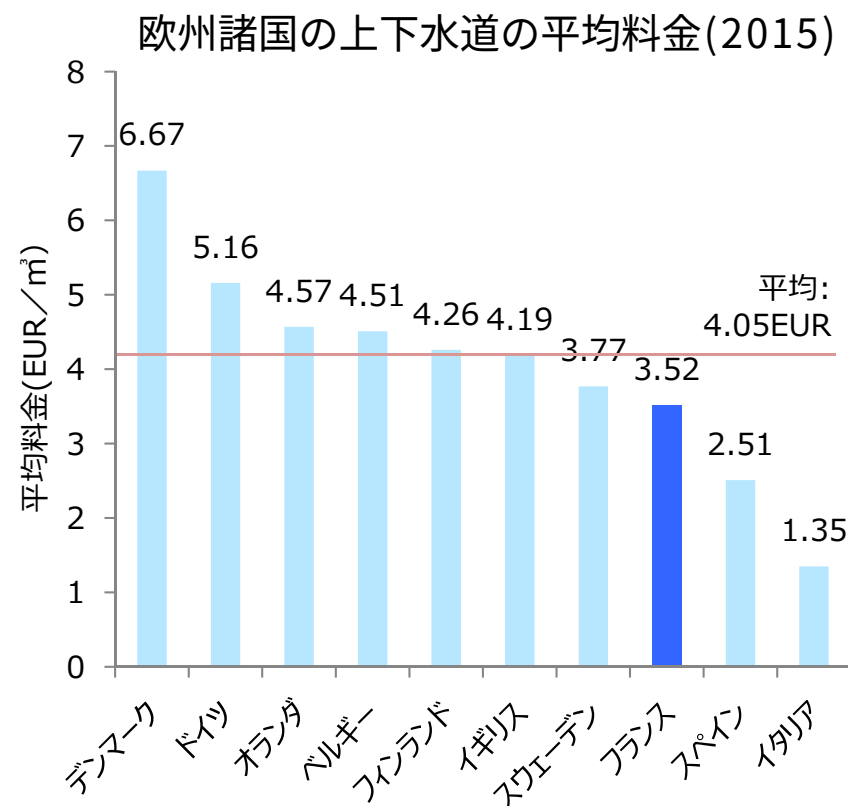
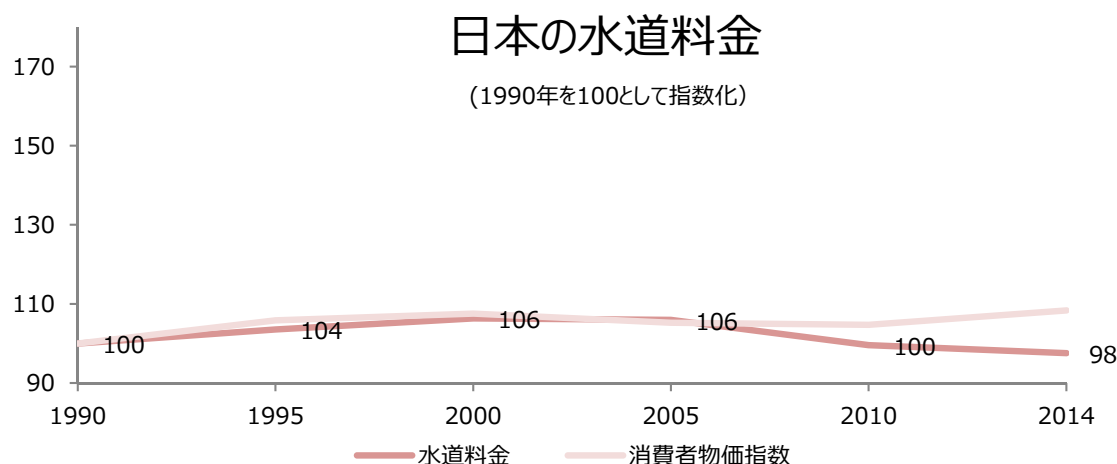
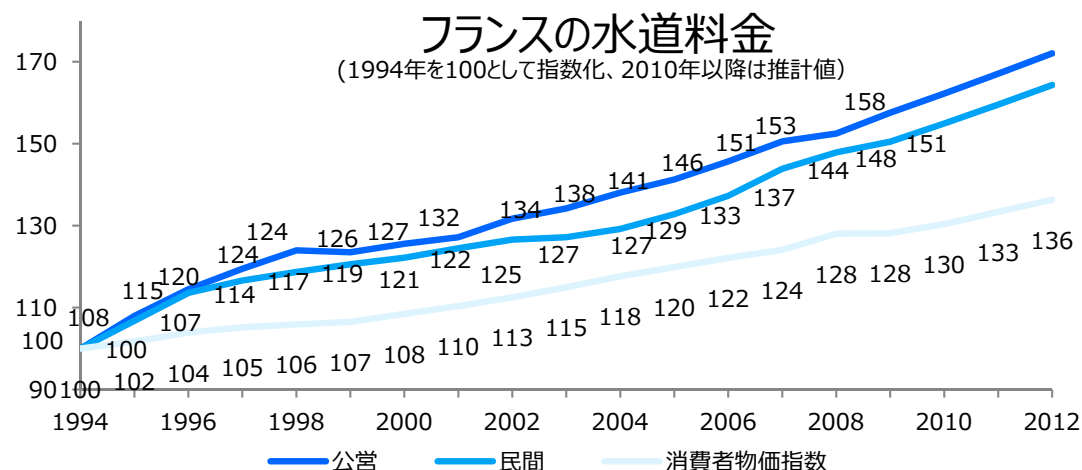
下水道事業のシェア
(2013年)



参考文献：（公財）水道技術研究センター(2013)「フランスの公共水道サービス（その3）」2013年6月21日p2
（出典：BIPE/FP2E(2015)「Les services publics d'eau et d'assainissement en France, Sixième édition Octobre 2015」p92）

フランスにおける水道事業（料金水準）

- フランスにおける水道料金は、公営・民間の事業主体ともに消費者物価指数よりも高い上昇率
- EU内部で比較すると水道料金は相対的には低い
- 日本の水道料金はほぼ横ばいに推移



出典：【日本】[水道料金](公社)日本水道協会「日本の水道の現状」
(<http://www.jwwa.or.jp/index.html>)、【仏】BIPE “Public water supply and sanitation services in France”(Fifth edition March 2012)pp.47、“Les services publics d’eau et d’assainissement en France 2015” pp.64及びpp.68、[消費者物価指数(仏・日)]IMF-World Economics Outlook Databases(2016/4版)

フランスにおける水道事業（PPPが普及した経緯）

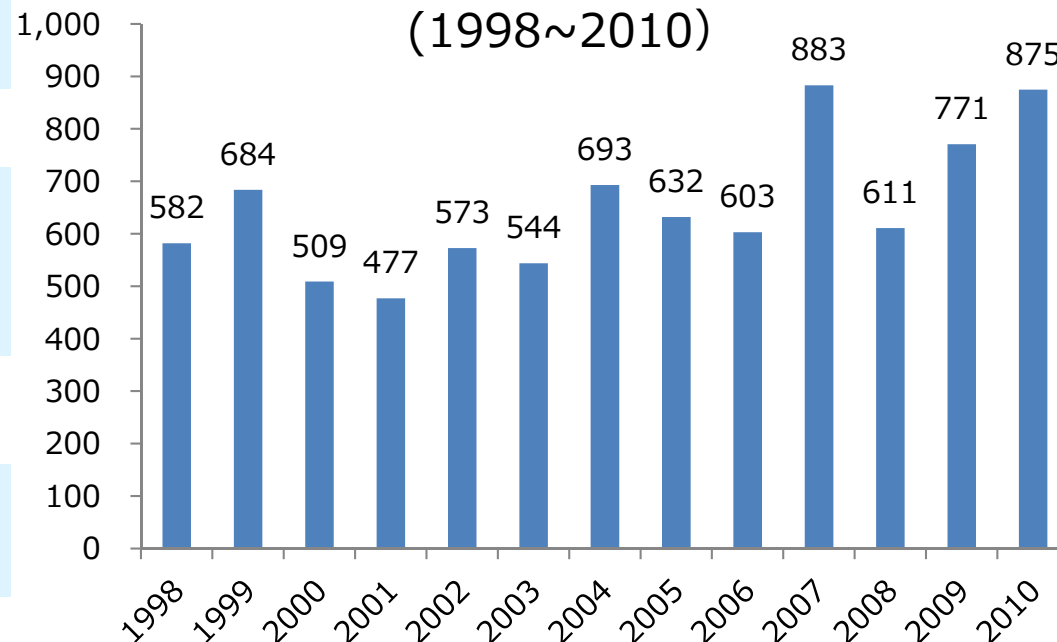
- 水道事業におけるPPPは、1853年にリヨン市がジェネラル・デ・ゾー社（現Veolia）に委託したことが始まり
- 普及の背景は、「コミューンの脆弱な行政基盤」と「地方分権」
- 近時は年間約800件の契約が更新されるなど、各地において普及
- 約9割が既存事業者との更新で、事業者の変更や再公営化に至る事例は少ない

フランスの基礎自治体（コミューン）は小規模かつ多数（約36,000）で、行政基盤脆弱

1980年代以降、急速に地方分権改革が進むも財源補償等不十分で、公共サービス供給は一層困難に（自治体同士の合併は進まず）

公益事業の運営効率化ため、相対的に導入が容易なDSPが一層普及

入札プロセスを経た上下水道事業のDSPの件数（1998～2010）



出典：【仏の人口・コミューン数】国土交通省国土政策局ホームページ「各国の国土政策の概要」(<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/>)、【市町村数】総務省「広域行政・市町村合併」(<http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>)、BIPE “Public water supply and sanitation services in France”(Fifth edition March 2012)pp.60-61

調査対象

リール都市圏（MEL）

人口112万人の広域自治体。85の自治体（コミューン）から構成。
Veoliaへアフェルマージュ契約（8年）により委託。

イルドフランス地域圏（SEDIF）

人口450万人の広域自治体（水道供給の場合、パリ除く）。150の自治体から構成。
Veoliaへアフェルマージュ+レジーアンテレッセ契約（12年）により委託。

リヨン都市圏（ML）

人口120万人の広域自治体。54自治体から構成。Veoliaへアフェルマージュ契約（8年）により委託。

[参考]パリ市

2010年までVeolia・Suezに100年以上民間委託していたが、その後公営化。

調査においてヒアリングを実施した主な機関

公共： SEDIF、リール市、リヨン市

民間： Veolia、Suez

金融： Caisse des Dépôts[預金供託公庫]

専門： [公共側コンサル] Espelia

[会計コンサル] KPMG

[業界団体] FP2E

[法律] McDermott Will&Emery、FRÊCHE&ASSOCIÉS

パリ市における再公営化

- ・ 上水道事業は100年以上にわたってVeoliaやSuez等の民間企業に委託
- ・ 2010年1月、水道事業の再公営化を公約に掲げていたデラノエ市長の下で再公営化（実際は「公社化」）
- ・ 再公営化の成果として水道料金の値下げ等がPRされている
- ・ 但し、関係者からは「再公営化は政治的な影響を受けたもの」との評価も

パリ市の再公営化の経緯

1984年～1987年	Veolia Suez Eau de Paris
取水～給水までをアフェルマージュ方式で委託	
2004年1月	↓
デラノエ・新パリ市長が再公営化を発表	
2004年1月	
取水～配水のEau de Paris社を市100%出資に	
2009年5月	Velia Suez 商工公社
Eau de Paris社を改組しパリ市商工公社発足	
2010年1月	商工公社
取水～給水まで商工公社へ一本化	

関係者の評価

イルドフランス州（SEDIF）

再公営化の議論は、選挙の争点となるので極めて政治的な目的で行われることが多い

リール（MEL）

パリ市の再公営化は、政治的な動きであったと思う

リヨン（ML）

リヨンでも再公営化を検討したが、（コストが）高くなると思った。パリ市のケースはあくまで政治的な理由だと思う

Espelia（公共側コンサルタント）

再公営化については、議員が公営と民営の選択について真剣に検討を行った結果だと思う

（参考文献・出典：溝淵(2010)「水道事業の民営化に関する研究-需要・供給構造の経済学的分析-」をDBJにて編集）

主要都市における最近の傾向（リール・リヨン・イルドフランス等ヒアリング調査から）

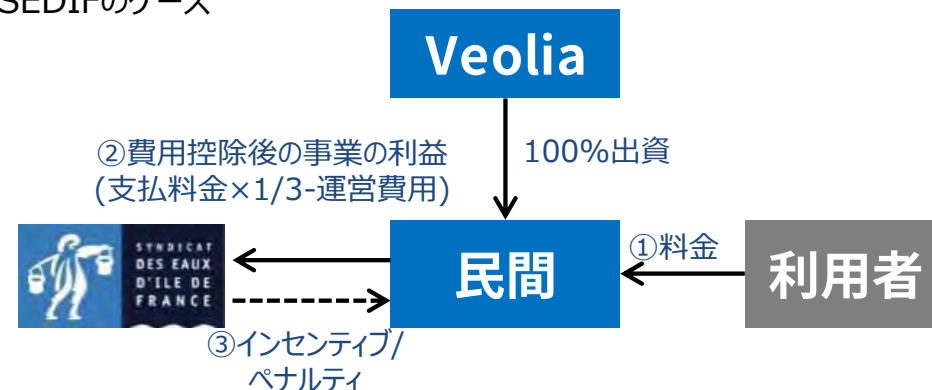
- ・ 契約形態・・・昨今はアフェルマージュ方式が一般的
- ・ 契約期間・・・短期化（30～50年 → 10年程度）
- ・ 役割分担・・・新設等の設備投資は公共、修繕については民間が実施
- ・ 料金収受・・・受託者の民間事業者が行うことが多く、インセンティブ/ペナルティ設定もあり

施設の所有権と施設整備に対する投資負担の分担（一例）

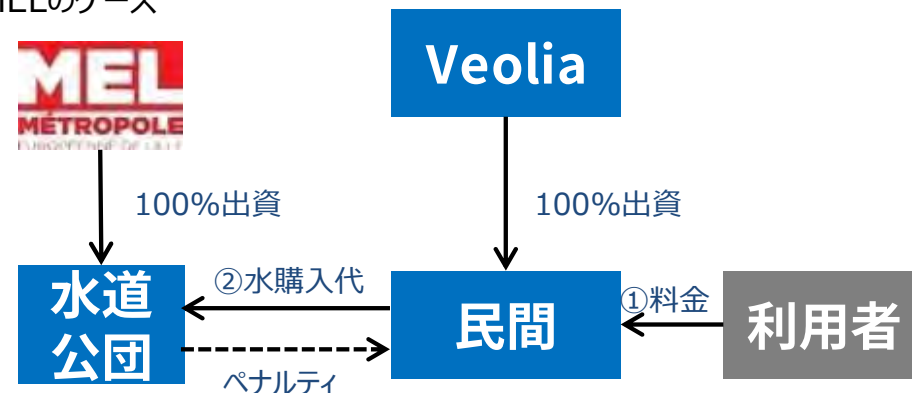
	公共	民間
リール	水の生産 管路所有・更新	運営(給水・集金)
リヨン	管路所有・更新 (直径15mm以上)	運営 (取水・生産・給水) 管路修繕 (直径15mm未満)
SEDIF	管路所有・更新 新設	運営(集金) 管路修繕

料金収受スキーム

SEDIFのケース



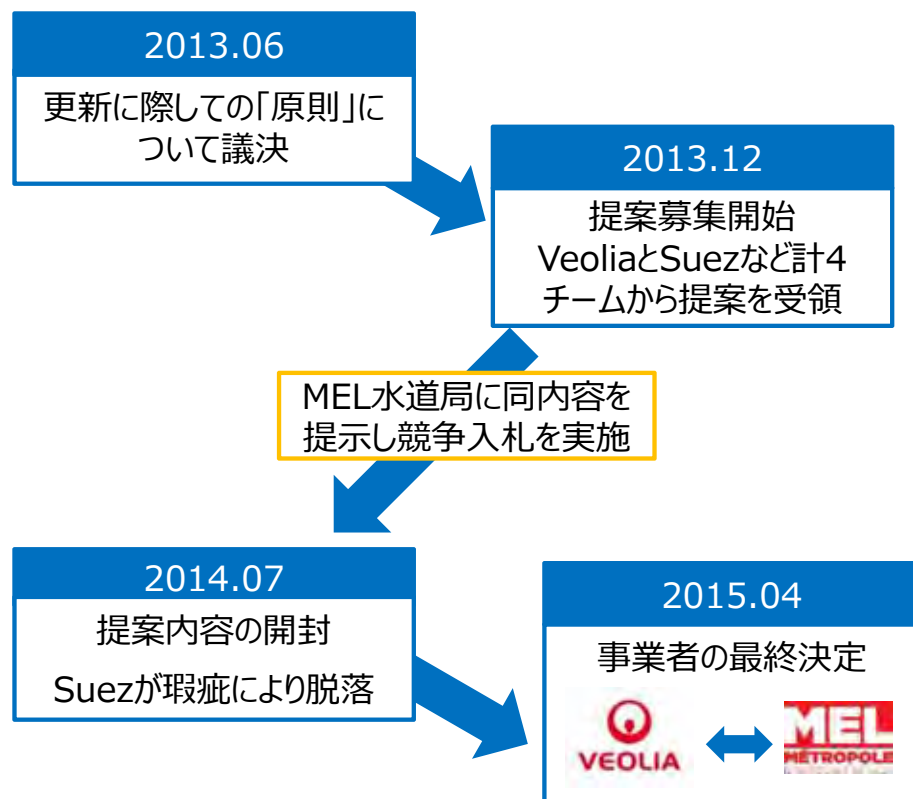
MELのケース



リールにおける事業者選定スキーム

- メトロポールリール（MEL）は、1966年に設立され、現在は85自治体で構成
- 水道供給事業は、2016年1月からVeoliaが8年間のアフェルマージュ契約で受託
- 2015年まではSuezが受託していたが、MELに対する提案競争の結果、Veoliaが落札
- 提案競争において、MEL自身も対案を検討し競争入札に参加している点が特徴的

リール市における事業者選定プロセス



更新時の主な変更内容

■ 水道料金

…値上げがあったものの公共による提案より値上げ幅は低い（公共1.1%/年、Veolia0.88%/年）

■ 契約期間

…短期化（30年→8年）

■ 役割分担

…施設整備（更新投資）は民間→公共へ

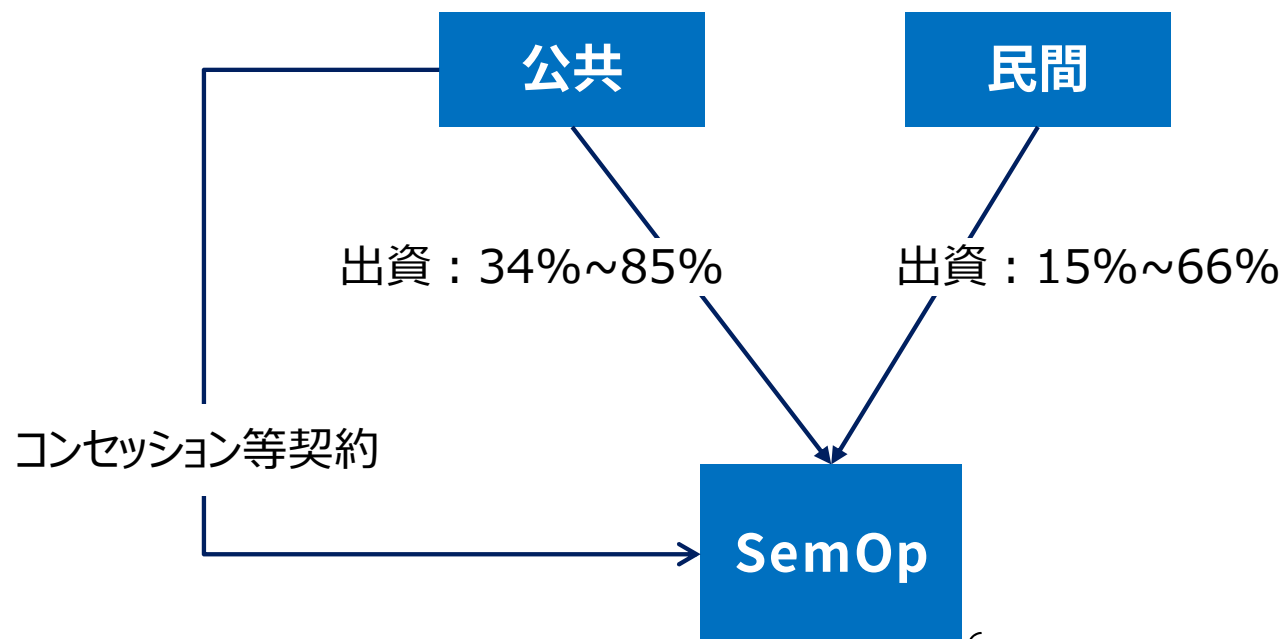
公共によるガバナンス（リール・リヨン・イルドフランス）

- ・メトロポールリール・メトロポールリヨン・イルドフランスの3団体は、いずれも民間に委託
- ・委託期間中は、いずれも外部委員会等を通じて事業運営をモニタリング
- ・リールの場合、公共が取締役会のオブザーバーとして参画

	リール	リヨン	イルドフランス
			
概要	85自治体で構成 2015年からVeoliaに委託	59自治体で構成 2015年からVeoliaに委託	150自治体で構成 2011年からVeoliaに委託
外部 委員会等	運営評議会 「戦略と将来像」委員会 「業務成績」委員会 (MEL/Veolia/NPO等で構成)	フォロー委員会 (各月・期・年、職員15名参加)	投資や交渉等の経過に関する会議（年3回、地方議員150名） 事務局の会議 （月1回、地方議員13名）
その他 公共関与	取締役会オブザーバーに2名参加	N/A	職員100名によるモニタリング うち50名：工事マネジメント うち50名：業務マネジメント等

最近の新しい動き

- 新たな官民連携の形態の創出“SemOp”（官民共同出資体）
- 地方公共団体と民間事業者が折半出資して設立
- SemOpを活用することのメリット
 - ー 自治体によるコントロール
 - ー 官民による配当利益の享受
 - ー 共同株主の民間企業からの運営ノウハウの吸収
- ドール市やシャルトル市で実績



参考文献：フランス政府ホームページ (<http://www.gouvernement.fr/>)
出典：【図】McDermott Will & Emery(2016) フランスにおける公共水道事業

フランスにおける調査を通じて

- **民間委託の実状・・・自治体が供給責任を有するが、約6割が民間委託（アフェルマージュ等）**
 - ✓ 供給責任は自治体が担い、資産も公有
 - ✓ 民間委託比率は約6割で、アフェルマージュが主流（収入リスク:民、新規設備投資:公）
 - ✓ 実際は個別事業毎に、コンセッション（新規設備投資を伴う）やレジーアンテレッセ（収入リスクは公） 的要素が含まれる多様な契約形態が存在
- **民間委託の近年の動向・・・契約期間短期化、官民間提案競争、公共モニタリング強化等**
 - ✓ 入札契約期間の短期化が顕著に（30～50年 → 10年程度）
 - ✓ 入札の過程で公共側からの提案も求める枠組みも普及するなど、最適な事業スキーム検討や公共モニタリング強化（インセンティブ／ペナルティ含む）の動き
- **「再公営化」について・・・政治的背景、 公社化+民間活用等**
 - ✓ パリ市（公社化）等において、政治的背景等もあり再公営化（但し、その上で民間活用等）
 - ✓ 事業者選定プロセスにおいて、公共側からの提案への評価が客観的に高ければ、公明正大な形で再公営化が実現される可能性もあり（但し、今回の各ヒアリングからは、「公共側による提案は民間側による提案を上回る結果とはならなかった」等の回答あり）
- **その他・・・広域化の進展等**
 - ✓ 自治体同士の合併は進んでいないが、リール等広域自治体ベースで民間委託を実施
 - ✓ また、同一の民間事業者が近隣の複数コミューンの事業を受託し、職員や運営資源を共通化することで運営効率を高めるなど、民間ベースで広域化効果を創出

Section 2

英国（イングランド・ウェールズ）における水道分野での官民連携

英国における水道事業（概要）

- 英国（イングランド・ウェールズ）の水道事業は、1970年代における流域毎の再編・公社化を経て、1989年以降民営化
- 現在、地域独占の上下水道会社10社と上水道会社11社がライセンスに基づき実施
- 民間事業会社に対し、OfwatやDWI等の規制機関が料金等について規制・モニタリング

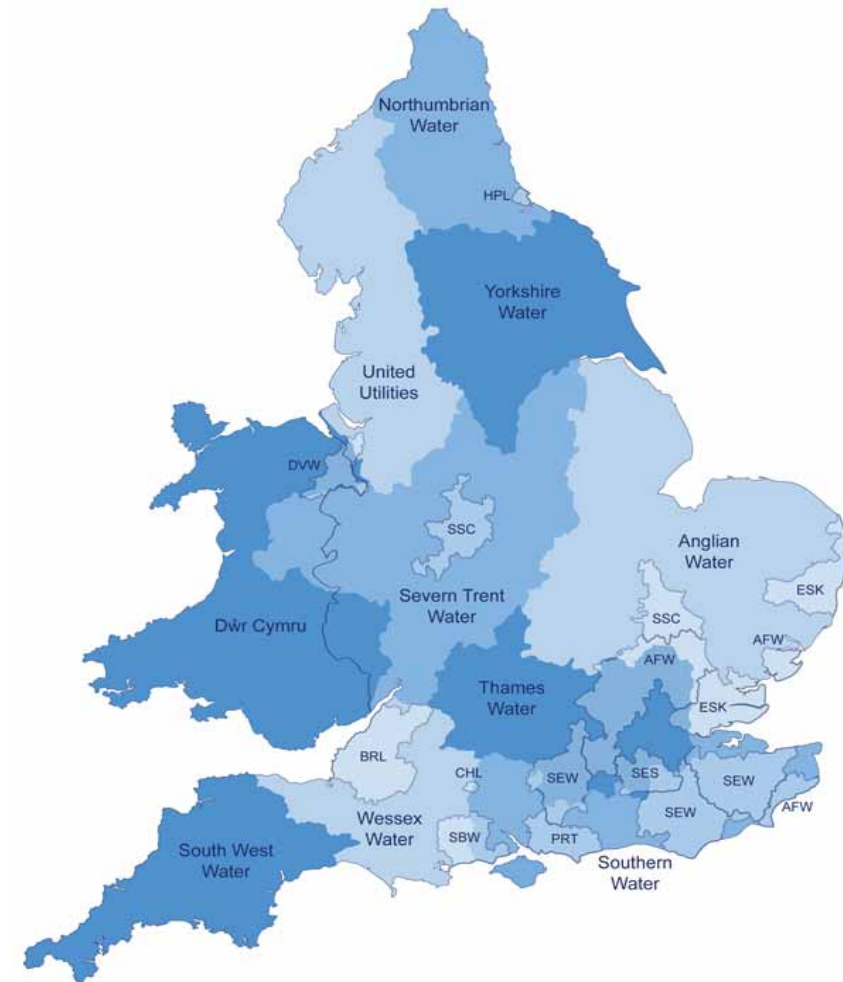


参考文献：Water guide.org.uk“Water Industry Regulators”（<http://www.water-guide.org.uk/regulators.html>）
Department for Environment Food & Rural Affairs (2015)“Consumer Council for Water Framework Document”p2、
(公社)日本水道協会（2014）「平成26年度国際研修『イギリス水道事業研修』研修報告」

英国における水道事業（歴史的経緯）

- 1973年における流域毎の再編・公社化以降、地方行政と水道事業は切り離され、水道事業への自治体関与は基本的になし

19世紀	産業革命に伴い、水需要が拡大
20世紀初	約2,000もの水道事業者が存在
1945年	水道事業の統合・中央集権化へ
1973年	流域単位で大きく10地域に再編され、「水管理公社」設立
1989年	水管理公社や水道会社の株式が売却され、民営化
現在・・・	イングランド・ウェールズにおいて上下水道会社21社

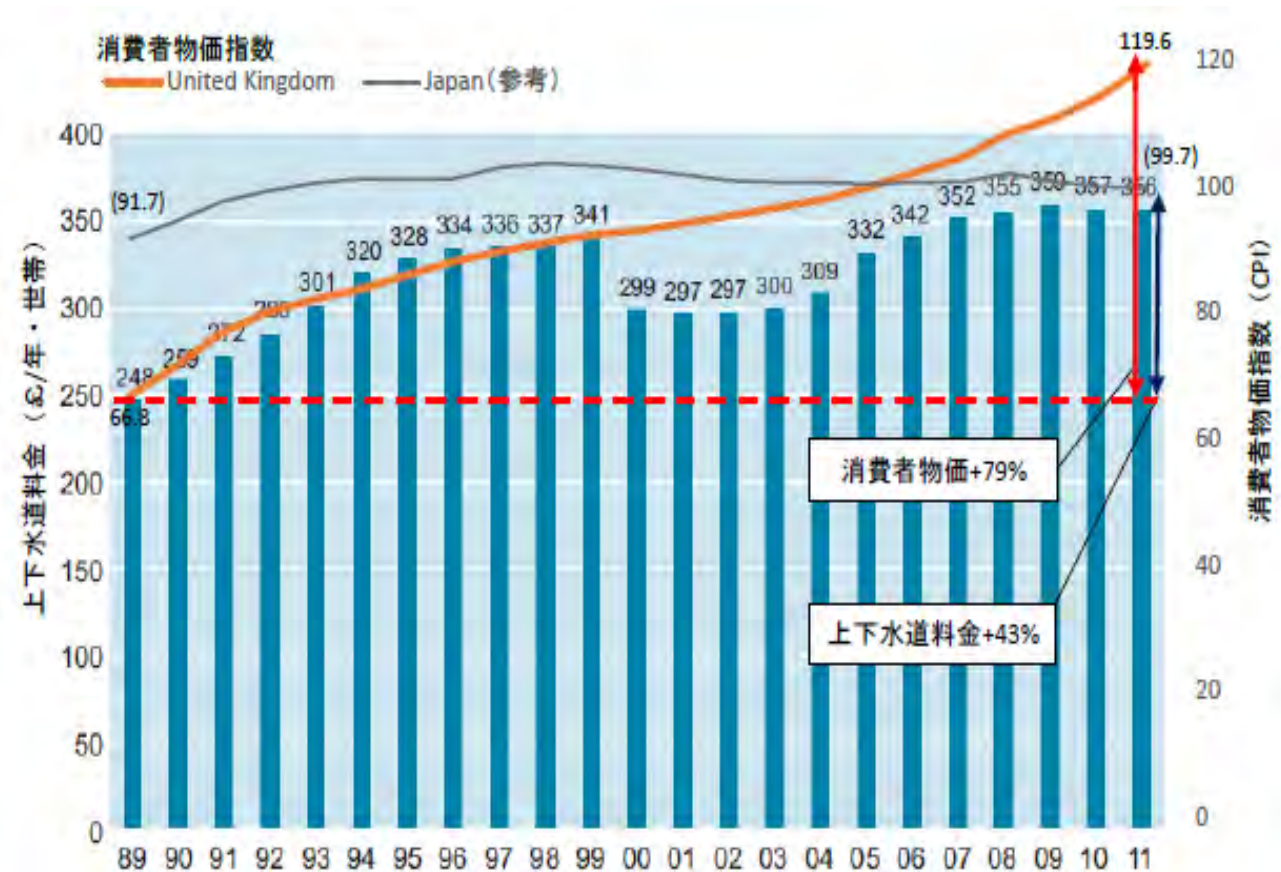


(出典：Ofwat ホームページ(<http://www.ofwat.gov.uk/households/your-water-company/map/>))

英国における水道事業（民営化後の水道料金推移）

- 1989年の民営化以降、1999年まで上昇（更新投資や新たな環境規制対応）
- 2000年の料金改定時に、OfwatのPrice Reviewにより12%低下も、その後上昇

民営化後の水道料金推移



(参考・出典：(公社)日本水道協会（2014）「平成26年度国際研修『イギリス水道事業研修』研修報告」)

英国における水道事業（主な水道事業会社）

- ・ 民営化後の水道事業会社は、Ofwat等による規制・モニタリングのもと独自に経営
- ・ 海外投資家による積極的な資本参加も

主な水道事業会社

United Utilities

スポンサー：米国など
対象地域人口：846万人

South Staffordshire

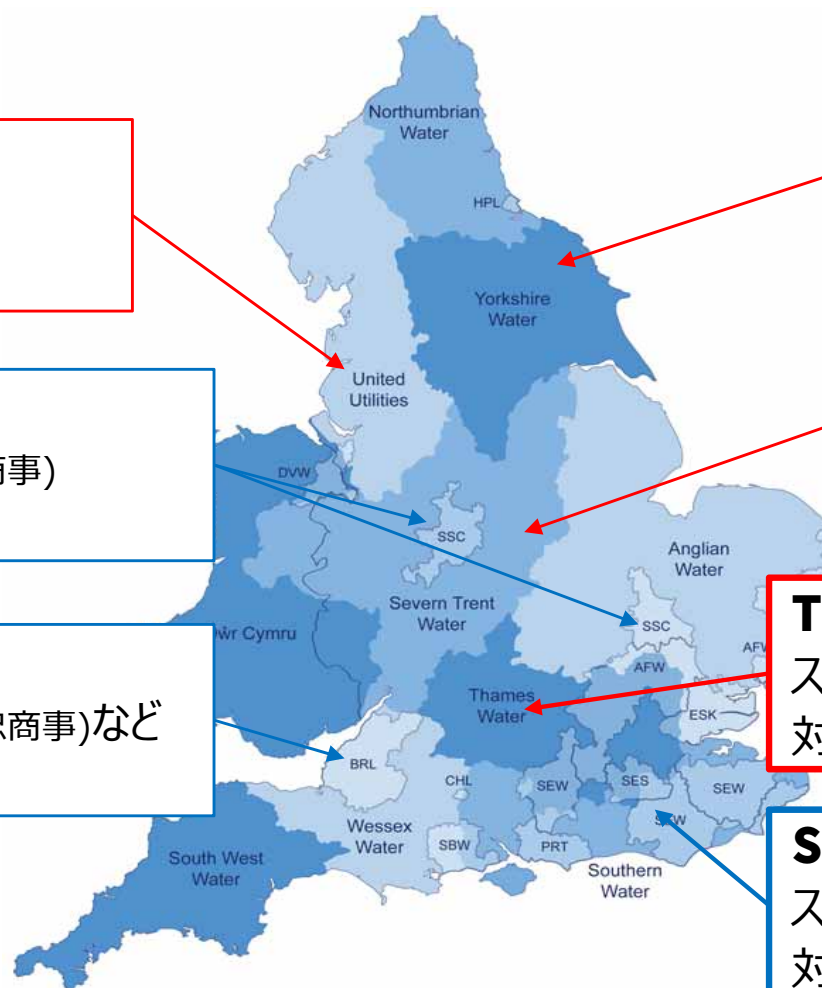
スポンサー：米国・日本(三菱商事)
対象地域人口：130万人

Bristol Water

スポンサー：加州・日本(伊藤忠商事)など
対象地域人口：116万人

上下水道会社

上水道会社



Yorkshire Water

スポンサー：英国
対象地域人口：598万人

Severn Trent

スポンサー：欧州・米国など
対象地域人口：1,047万人

Thames Water

スポンサー：豪州・中東・中国など
対象地域人口：1,483万人

Sutton and East Surrey

スポンサー：日本(住友商事・大阪ガス)
対象地域人口：67万人

調査対象

Ofwat

1989年に設立された水道料金・サービス水準に係る規制機関
政府からは独立しつつ、政府の水道関係施策の遂行や、様々な規制の枠組みに基づくモニタリング、水道事業会社に対するライセンス付与等を実施

Thames Water

上下水道事業を行うイギリス最大の水道事業会社

Sutton and East Surrey Water

ロンドン南部にて上水道事業を行う水道事業会社

その他のヒアリング先

【コンサル】 FTI Consulting

【会計】 EY

【業界団体】 Water UK

Ofwatによる規制・モニタリング（概要）

- Ofwat は、1989年に設立された水道料金・サービス水準に係る規制・モニタリング機関
- 政府からは独立しつつ、政府による水道関係施策の遂行や、様々な規制の枠組みに基づくモニタリング、水道事業会社に対するライセンス付与等を実施
- 特に、5年に1度のPrice Reviewで各社の水道料金上限を設定する等の大きな影響力

Ofwatによる特徴的な規制の枠組み

■Price Review（PR）

… 5年に1度実施される水道料金上限を設定するプロセス

■Risk and compliance statement/KPI

… 運営上のリスクやその対策、KPI等各種データの公表が義務付け

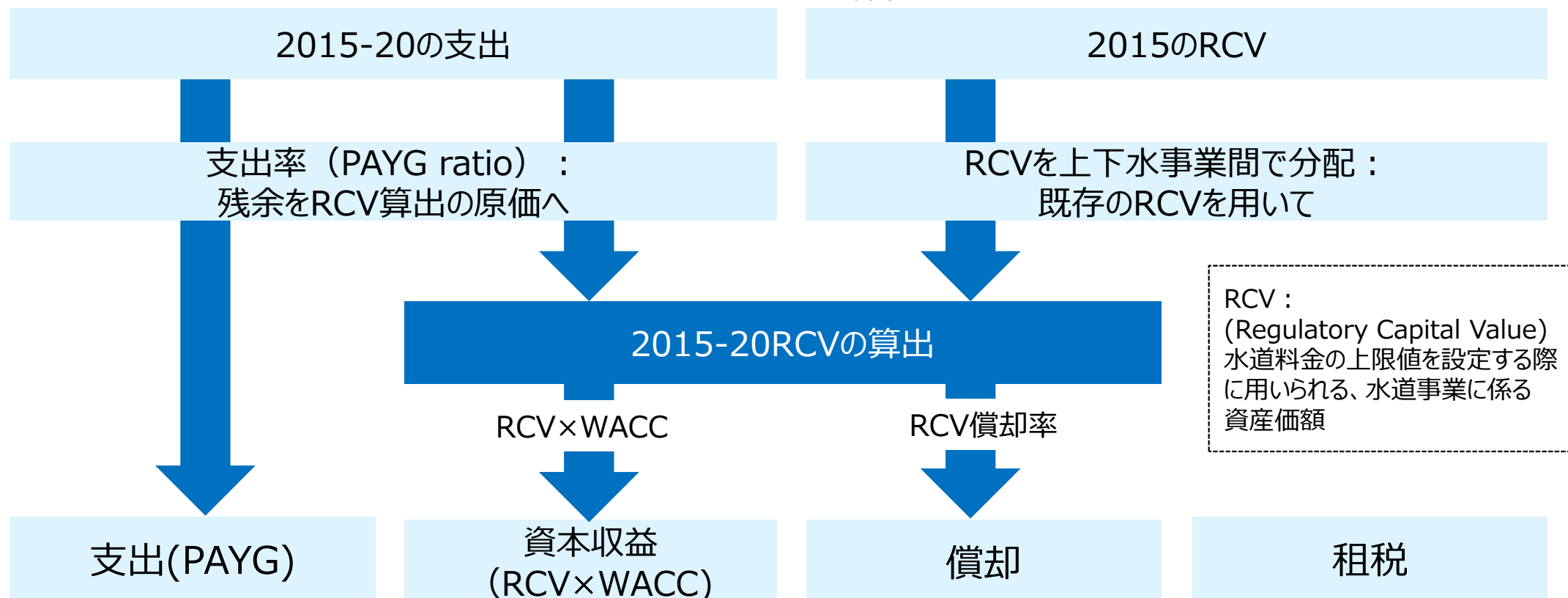
■SIM（Service Incentive Mechanism）

… 水道事業者のサービスレベルを指標化する仕組みで、数値によりペナルティ等

Ofwatによる規制・モニタリング（Price Reviewの仕組み）

- PRは、各水道会社から提出される事業計画に基づき5年単位で行われ、料金改定の上限值が設定（概ね、「計画期間中の支出」と「現時点の資産価額」に基づいて算定）
- 消費者の利益に加え、民間水道会社及び投資家が適正な利益を確保する仕組みを構築

Price Reviewの枠組み



RCV :
(Regulatory Capital Value)
水道料金の上限值を設定する際
に用いられる、水道事業に係る
資産価額

参考文献：Ofwat ホームページ (<http://www.ofwat.gov.uk/>)、Severn Trent Services "Severn Trent Overview"(2014)p6
Yorkshire Water "Water 2020 issues paper – Summary"P2、CC Water "CCWater Briefing Paper Cost of Capital and the Regulatory Capital Value",
出典：Ofwatヒアリング時提供資料

Ofwatによる規制・モニタリング（インセンティブ／ペナルティ、民間からの評価等）

- Ofwatは、各水道事業会社に対しパフォーマンスに応じたインセンティブ／ペナルティを設定
- インセンティブは、PRにおける水道料金の上限値の引き上げ、ペナルティは罰金等
- Ofwatによる規制の仕組みは、透明性・信頼性あるとして、投資家を含め総じて高い評価

インセンティブとペナルティ

■ インセンティブ

- モニタリング評価が良い場合、次回PRにおいて値上げが可能

■ ペナルティ

- 上位 1 / 4の事業会社の成績がベンチマークとなり、下位会社の経営状況改善を要求
- 改善されない場合はペナルティとなり罰金発生
- 重大な義務違反があった場合は、ライセンス取消も

Ofwatの規制の枠組みに対する関係者の評価（例）

SESW（ロンドン南部の上水道事業者）

- Ofwatにより規定されているプロセスは複雑かつコストもかかるが、相応にロジックが構成されており、モデルそのものは全体的には評価
- 但し、個別のプロセスや評価手法には、一部納得感の得られないケースも存在

Thames Water

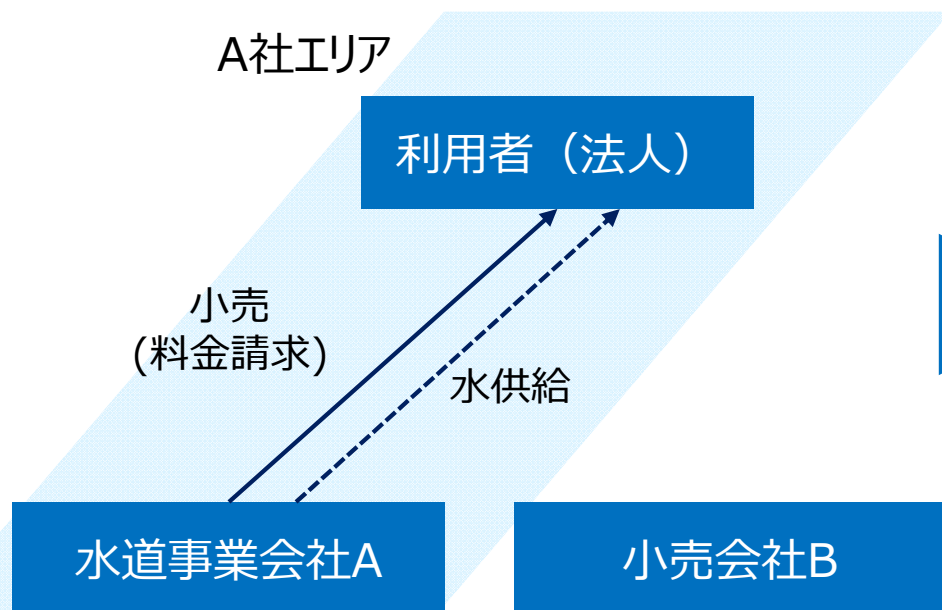
（ロンドン及びテムズ川流域における上下水道事業者）

- 近年、Ofwatは規制に対するアプローチを命令的指示から原則のみ決定する方法へ変えつつあり、水道事業者にとっては裁量もリスクも同時に増加
- 評価に際して採用する様々なKPI指標は、絶えず変化。これは、消費者のニーズをふまえて柔軟にルール変更し、事業者のイノベーションを引き出そうとしているものと理解

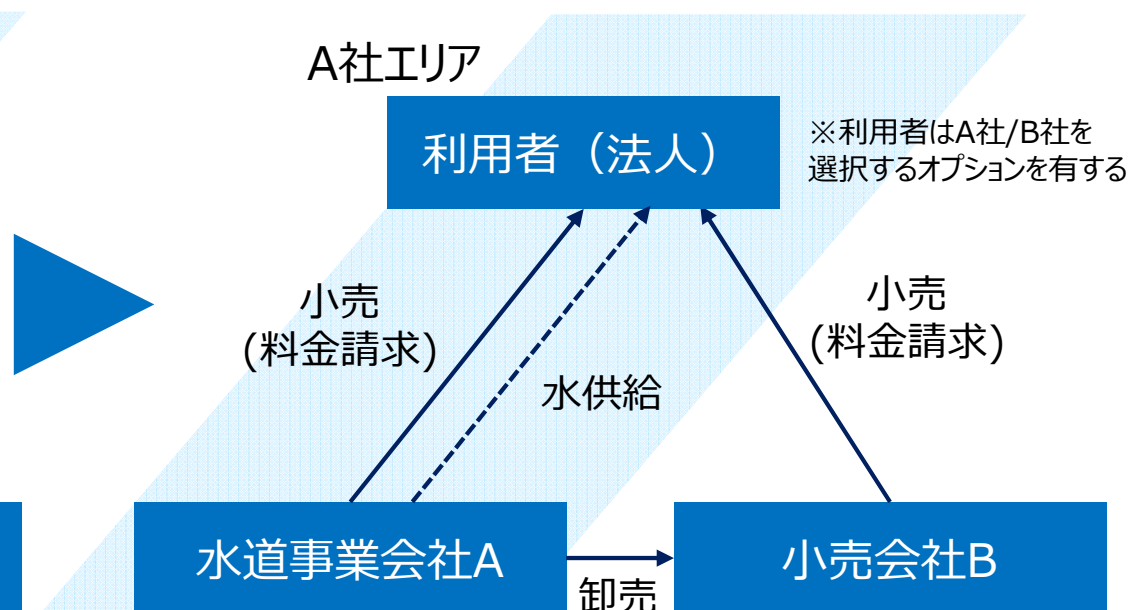
Ofwatによる規制・モニタリング（小売自由化への動き）

- Ofwatは、上下水道事業の自由化を進めようとしており、2017年4月以降、法人向け小売事業の自由化が決定。PR19では家庭向け小売事業の自由化も検討

~2017.3



2017.4~



※利用者はA社/B社を選択するオプションを有する

※水道事業分野以外の企業でも
参入可能

英国における調査を通じて

- **民営化後の概況・・・地域独占の民間認可事業者による運営、自治体関与なし**
 - ✓ 1970年代における流域毎の再編・公社化を経て、1989年以降民営化
 - ✓ 地域独占の上下水道会社10社、上水道会社11社による運営
 - ✓ 1970年代の公社化以降、水道事業への自治体関与は基本的になし
- **規制・モニタリング・・・Ofwatが各社の料金上限設定等の大きな影響力**
 - ✓ 民営化に伴い設立された経済規制機関のOfwatが、5年に1度のPR等を通じ大きな影響力
 - ✓ 消費者利益に加え、水道各社や投資家が適正な利益を確保する仕組みを構築
 - ✓ 各社からの財務データや金融マーケット・データ等に基づきベンチマークを設定し、これに満たない会社に対しては生産性・効率性の改善を求めることで、業界全体のレベルアップに貢献
 - ✓ Ofwatの規制の仕組みは、透明性・信頼性あるとして、投資家を含め総じて高い評価
- **その他・・・広域化、自由化等**
 - ✓ 当初は約2,000に及ぶ地方自治体の公営事業で運営されていたが、上記のとおり1970年代に強制力をもって広域化
 - ✓ Ofwatは、上下水道事業の自由化を段階的に進めていくことを予定しており、2017年4月の法人向け小売事業自由化に加え、今後家庭向け小売事業の自由化等も検討

インプリケーション

■ フランス

- ✓ フランスのコンセッションやアフェルマージュは、「公役務の委任」という位置付けで、自治体が自治事務として行っている水道事業について議会の承認を受けて、民間に多様な事業スキームの中から選んで代行させる仕組み
- ✓ 近年、官民のリスク分担や最適な事業スキーム検討、自治体による適切なコントロール・ガバナンス等の点について、改善へ向けた見直しの動き

■ 英国

- ✓ 英国は、地域独占の民間事業者がライセンスを受けて水道事業を行い、料金改定等で規制機関からチェックを受ける仕組み
- ✓ Ofwatによる経済規制・モニタリングの仕組みが確立され、その評価は高く、外資含む民間投資も進展
- ✓ また、料金設定の仕組みの変更や結果重視の強化等、常に改善へ向けた見直しを実施

■ 両国

- ✓ 民間活用プラス広域化
- ✓ 公共によるモニタリングの下、民間企業に対して経営の自由度を与えつつ、水質・顧客サービス・生産性等に関するパフォーマンスを重視し、それに応じたインセンティブ／ペナルティを設定

[参考]

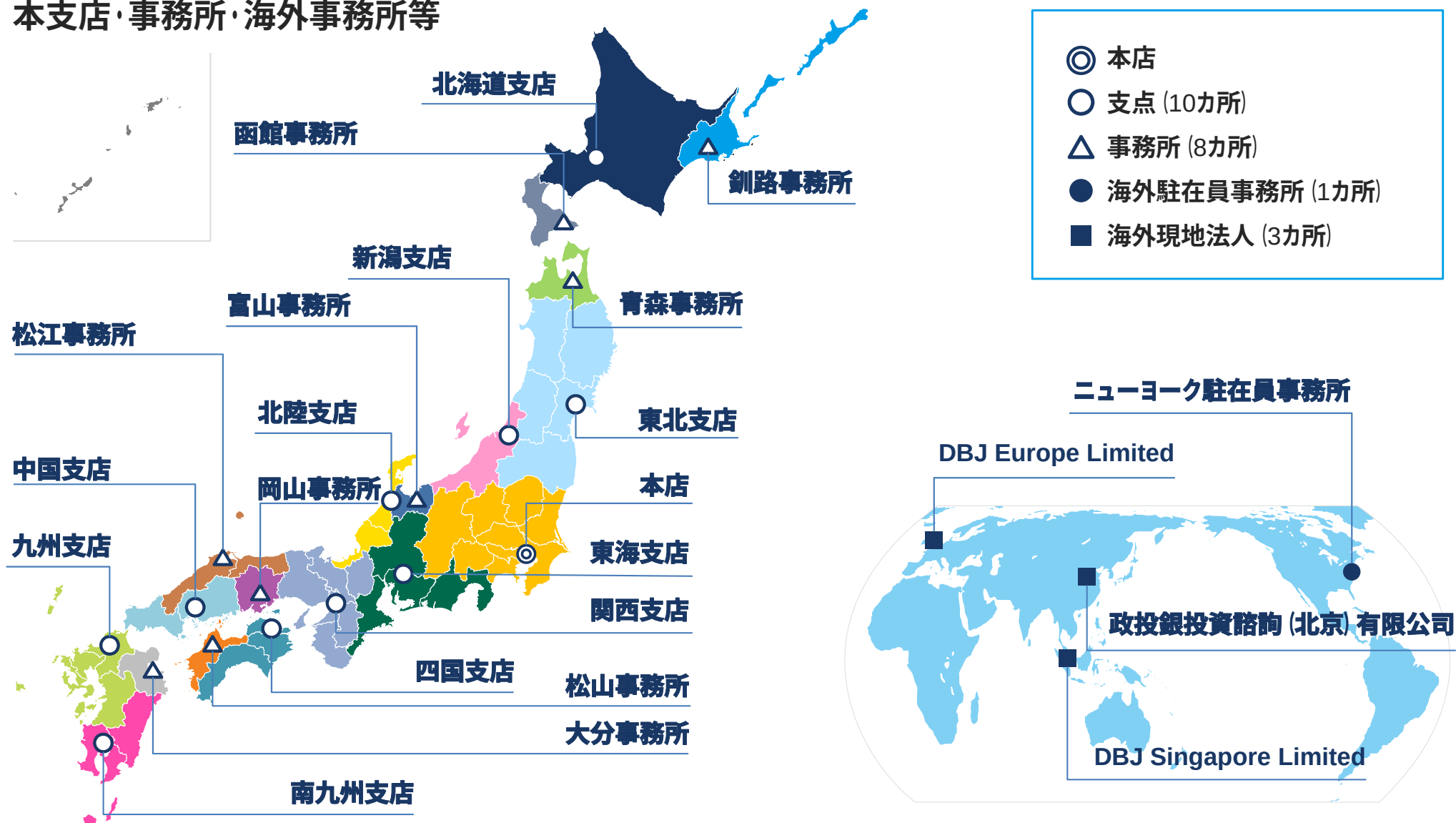
DBJの公共ソリューション業務について

DBJのプロフィール

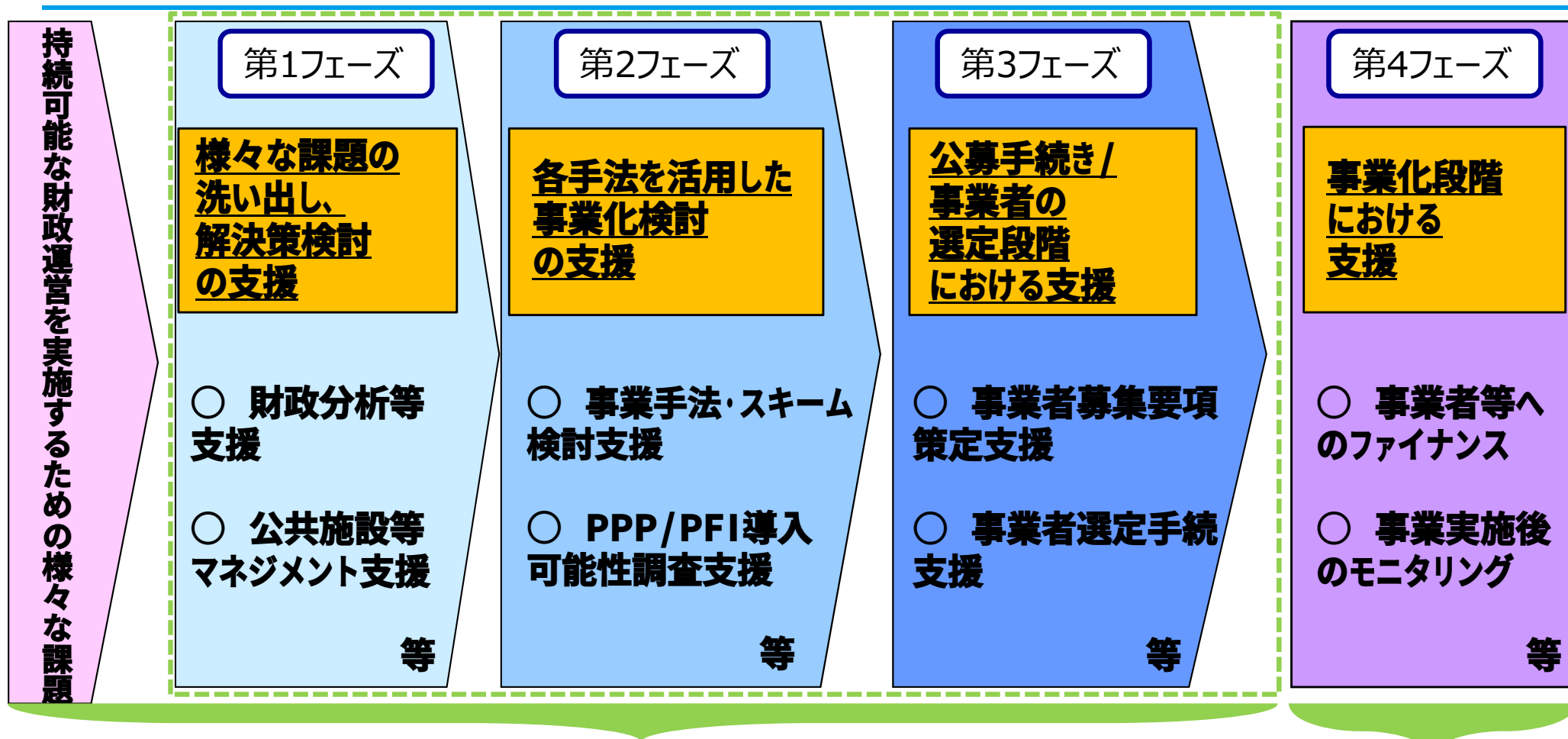
設立	2008年（平成20年）10月1日（旧日本開発銀行 1951年（昭和26年）設立） （旧北海道東北開発公庫 1956年（昭和31年）設立） （旧日本政策投資銀行 1999年（平成11年）設立）
代表取締役社長	柳 正憲
職員数	1,187名（2016年3月末）
資本金	1兆4億24百万円（全額政府出資）
本店所在地	〒100-8178 東京都千代田区大手町一丁目9番6号
URL	http://www.dbj.jp/
支店・事務所等	支店10ヵ所、事務所8ヵ所、海外駐在員事務所1ヵ所、海外現地法人3ヵ所
総資産額	15兆8,089億円（2016年3月末）
貸出金残高	13兆1,193億円（2016年3月末）
総自己資本比率	16.85%（バーゼルⅢベース、国際統一基準）（2016年3月末）
発行体格付	A1 (Moody's)、A(S&P)、AA (R&I)、AAA (JCR)

DBJの拠点一覧

本支店・事務所・海外事務所等



DBJの公共ソリューション業務とPPP/PFI各フェーズ毎の取組



- 公共団体等に対するサポート
- **PPP/PFI推進センターと日経研等の連携により重点的に推進（※）**

- 民間事業者等へのファイナンス

（※） 今後は、コンセッションをはじめ、需要リスク等を伴う多様なPPP/PFI事業ニーズが見込まれる
 → 事業採算性評価や官民役割分担・リスク分担等の面での難度が高まり、より早期段階からのプロジェクト・コーディネートが重要に

DBJ「PPP/PFI推進センター」の取組内容（例）

「PPP/PFI推進センター」の取組内容例

平成25年6月、「PPP/PFI推進センター」を創設

- 多様なPPP/PFI手法や各種支援制度、先進事例等に係る普及活動（「PPP/PFI推進セミナー」「PPP/PFI大学校」等）
- 地域の公共施設再構築等に係る諸課題をふまえたPPP/PFI事業の案件発掘・形成支援
- 特に、**コンセッション（空港・道路・上下水道等）**や収益施設併設型事業等のモデル的PPP/PFI事業の検討支援
- PPP/PFIの活用拡大へ向けた**各種調査・情報発信、提言**の実施
- 上記諸項目について、H25/10に創設された「**PFI推進機構**」との適切な連携

「PPP/PFI推進セミナー」開催状況（地域金融機関との連携）

地域金融機関・内閣府・PFI推進機構等と連携し、PPP/PFIを取り巻く環境や最近の関連施策動向、具体事例など民間ノウハウや民間資金を活用した公共施設再構築等の推進に役立つ情報発信を実施

平成24年度	6回開催	－ 栃木県、茨城県、岩手県、千葉県、福島県、宮城県 －
平成25年度	8回開催	－ 群馬県、北海道、滋賀県、新潟県、青森県、鹿児島県、愛媛県、愛知県 －
平成26年度	16回開催	－ 愛知県、秋田県、奈良県、高知県、北海道、岩手県、茨城県、宮城県（2回）、青森県、兵庫県、福岡県、岡山県、埼玉県、山形県、神戸市 －
平成27年度	25回開催	－ 沖縄県、宮城県（2回）、岐阜県、石川県、富山県、福井県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、神戸市（3回）、岡山市（4回）、習志野市（3回）、浜松市（4回） －
平成28年度	（決定分のみ）	－ 岐阜県、秋田県、京都府、習志野市、浜松市、岡山市 －

「PPP/PFI大学校」概要

※ DBJでは、全国各地の**地域金融機関101行と業務協力協定**を締結済

対象 全国の地方公共団体中心に、地域金融機関・民間も対象（民間は第4期から）
期間 <第1期> H26/10～H27/3 <第2期> H27/4～H27/9 <第3期> H27/10～H28/3
<第4期> H28/4～H28/9 <第5期> H28/10～H29/3 （※ 月1回開講）
内容 PPP/PFI概論、公共施設等マネジメント、国の取組み、各地の先進的取組み等
（※当行本支店のTV会議システムを活用→本店及び全国の支店・事務所で受講可能）
講師陣 DBJ、日本経済研究所、内閣府、PFI推進機構、先進地公体、民間事業者 等

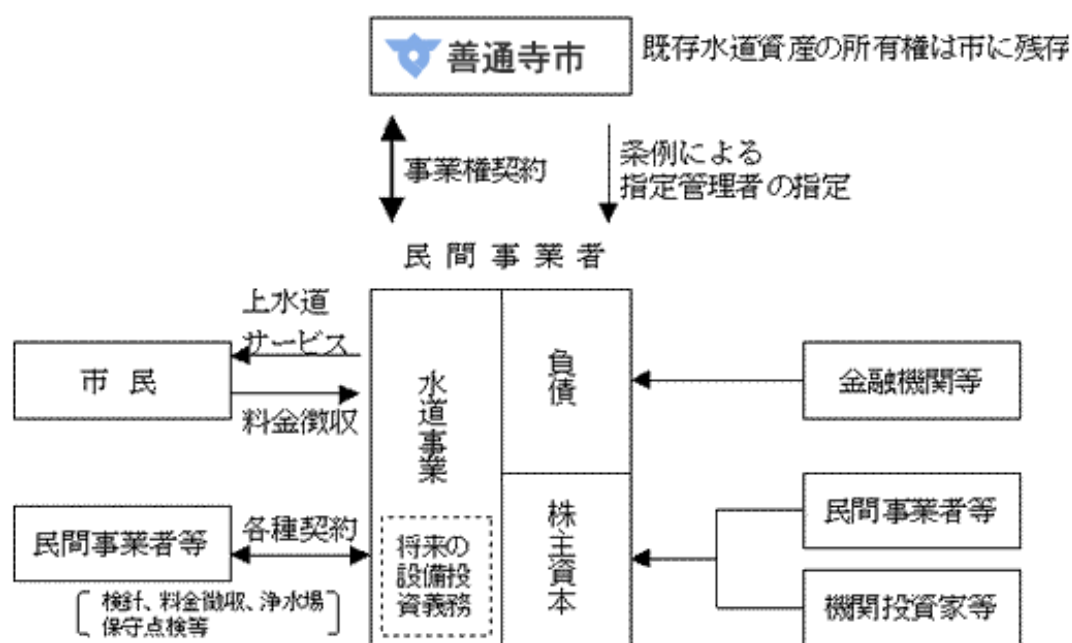


DBJの水道PPP検討支援事例①（香川県善通寺市）

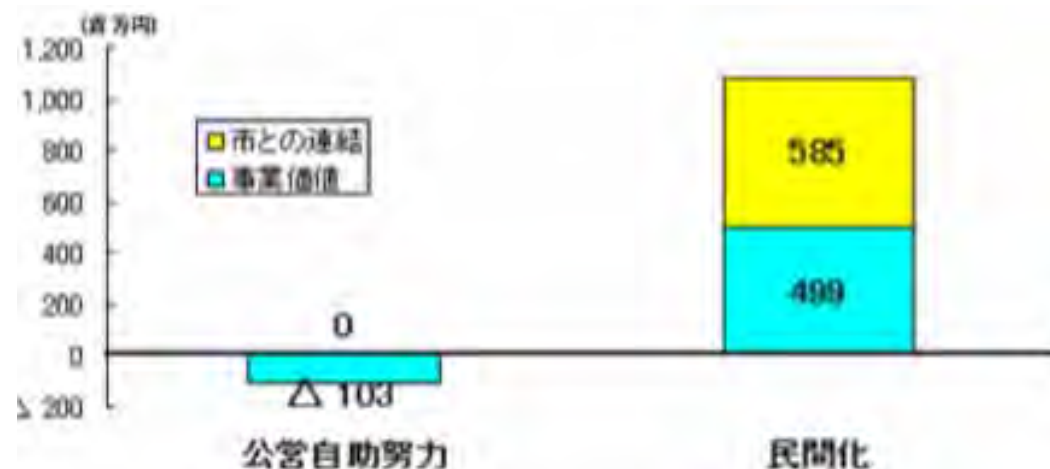
DBJは、日本初のコンセッション方式の導入検討を支援

- ・DBJと香川県善通寺市は、市営水道事業の民間化について2002年10月より可能性調査を実施
- ・公営水道の経営・設備投資も含めた包括的民間化についての可能性調査としては全国初の試み
- ・可能性調査では、従来の委託から一歩進め、市が資産を所有したまま民間事業者に包括的に経営を委託する「コンセッション(事業権)方式」を想定

<スキーム図>



<コンセッション方式導入の効果>



- ・公営のまま自助努力した場合と民間化した場合を比較すると、設備投資・更新費、人件費削減といったプラス面が公租公課等のマイナス面を上回って、民間化のほうが事業価値（図の水色部分）が高い
- ・また、民間化の場合、市の収支へのプラス面（固定資産税・事業税等。図の黄色部分）も大きい
- ・定性的な評価として、水道サービスの信頼性向上、事業リスクの移転等が挙げられる

DBJの水道PPP検討支援事例②（浜松市）

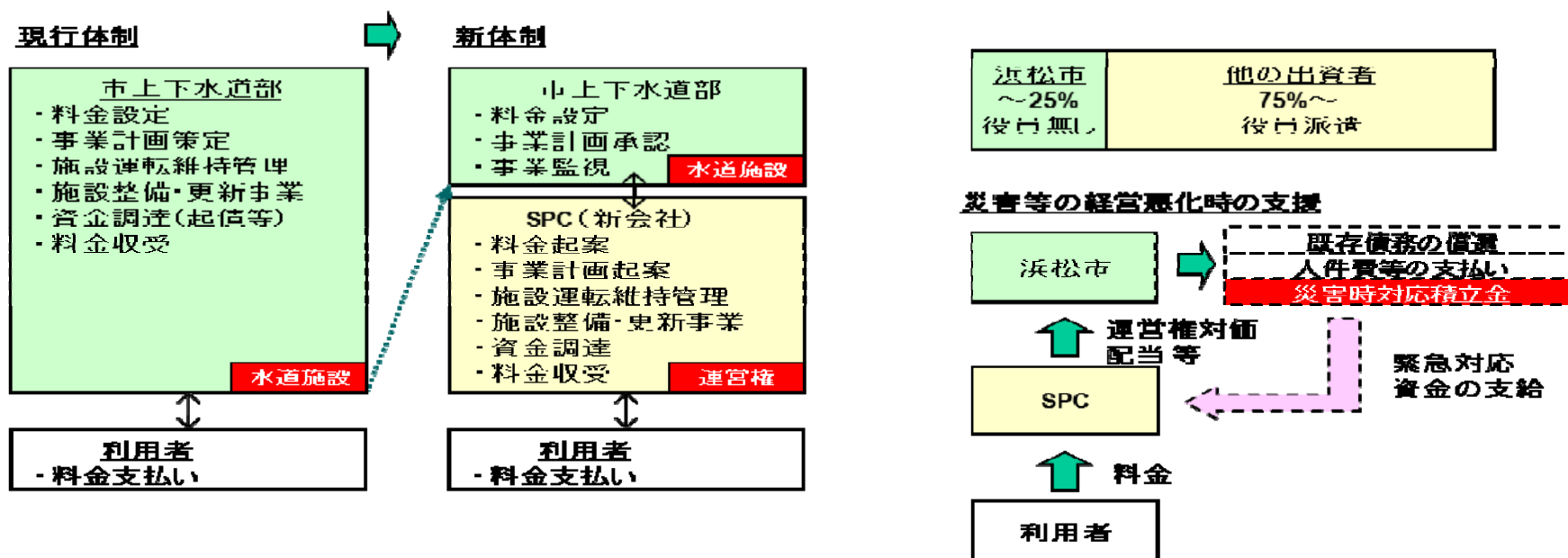
DBJは、日本初のコンセッション方式の導入検討を支援

■概要

- 民間事業者(新設SPC)が市へ上水道事業の運営権対価(300億円超と試算)を支払い、上水道の維持管理・運営から更新投資、料金徴収までを実施

■期待される効果

- コンセッション担い手事業体に自己の裁量・負担による投資権限を与えることで、長期に亘る投資需要（耐震化、老朽施設更新）に対応するとともに、民間ノウハウ活用による投資適正化にも寄与
※ 2030年までに必要な更新投資…浜松市による運営:1,185億円 → SPCによる運営:1,001億円
- 職員の減少や高齢化への対応（技術継承）として、公共から担い手事業体に出向すること等を通じ、技術承継の円滑化が期待
- 同時に、担い手事業体と地元事業者との連携等を通じ、地域の経済や雇用拡大に資する民間水道運営会社という新規事業の育成も可能
- コンセッション移行後は、契約条件に基づき公共が事業運営のモニタリングを実施することで、供給責任や公共性を担保



お問い合わせ先

ご質問、ご相談等がございましたら、何なりと下記連絡先にお問い合わせください。

本資料は、「フランス・英国の水道分野における官民連携制度と事例の最新動向について」（内閣府・(株)日本政策投資銀行・(株)日本経済研究所）をもとに作成したものです。詳細の内容につきましては、(株)日本政策投資銀行ホームページよりダウンロード下さい。（<http://www.dbj.jp/investigate/etc/index.html>）

連絡先

株式会社日本政策投資銀行 地域企画部 PPP/PFI推進センター

 TEL: 03-3244-1513

 FAX: 03-3270-0231